

## 令和2年度 事業戦略等推進事業費補助金募集要項（3次募集）

### 1. 募集目的

県内中小企業者等が経営革新計画、事業戦略、経営計画又はこれらに準ずる事業計画の実現化のために計画に沿って行う取り組みを支援することにより、生産性の向上など企業の継続的な発展につなげ、地域の中小企業等の振興を図ることを目的とします。

### 2. 募集する事業について

#### (1) 募集する事業：事業戦略等推進事業

#### (2) 補助対象者：中小企業者等

※「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者並びに同条第2項に規定する組合等、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合及び森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人とする。

#### (3) 補助対象事業区分

新事業動向等調査事業、販路開拓事業、人材養成・人材確保事業、  
生産性向上支援事業、新商品・新技術・新役務開発事業

#### (4) 補助内容

補助率：1/2 以内

補助限度額：上記5事業全体で200万円

センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業の場合は「新商品・新技術・新役務開発事業」の補助限度額が10,000千円となり、他4事業と合わせて最大1,200万円（但し、「新商品・新技術・新役務開発事業」の補助限度額1,000万円への引き上げは食品を除く）

事業期間：1年以内

#### (5) 申請要件等

申請にあたっては、下記のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・中小企業等経営強化法に基づき知事が承認した「経営革新計画」の策定
- ・当センターの事業戦略支援会議が承認した「事業戦略」の策定
- ・県内商工会または商工会議所が認定した「経営計画」の策定
- ・その他、これらに準ずる事業計画の策定

### 3. スケジュール

募集期間	令和2年8月3日（月）～9月30日（水）17時
審査会	令和2年10月下旬頃 予定
交付決定	令和2年11月初旬頃 予定
補助事業実施期間	交付決定日～最長1年間

※製品企画書に基づく事業を行う場合は、当センターでの事前の内容確認が必要となります。内容確認においては、製品企画書のブラッシュアップ等が必要となる場合がありますので、募集期間最終日の1ヶ月前を目途に当センターに製品企画書作成の事前相談を行うようにしてください。

※交付決定日以前に着手した経費は補助対象外になります。

### 4. 応募方法等

(1) 応募書類：応募にあたっては下記書類をご提出ください。

【全事業者】 【共通】	①補助金交付申請書			
	②県税の納税証明 <u>（滞納が無いことを証するもの／正本）</u>			
③決算書の写し（直近2期分）				
④定款の写し又は履歴事項全部証明書（写し可）				
⑤申請金額の積算根拠となるような資料（見積書、料金表、過去の請求書等）				
【該当事業者のみ】	<経営革新計画に基づき申請する場合>	<事業戦略に基づき申請する場合>	<経営計画に基づき申請する場合>	<これらに準ずる事業計画に基づき申請する場合>
	①経営革新計画承認通知書（写し）	①事業戦略（写し）	①経営計画認定通知書（写し）	①策定した計画書（写し）
	②経営革新計画に係る承認申請書（写し）	②各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1）	②経営計画書（写し）	②各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1）
	③各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1）	③資金計画書（添付様式2）	③各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1）	③資金計画書（添付様式2）
	④資金計画書（添付様式2）		④資金計画書（添付様式2）	
	<販路開拓事業において、展示会等への出展が含まれる場合>			
	①販路開拓事業に係る取り組み概要（添付様式3）			
②出展する展示会の内容が分かる資料				
③出展するアイテム等が詳しく分かる資料				
<新品・新技術・新役務開発事業において、製品企画書に基づく事業が含まれる場合>				
①補助事業計画書（添付様式4）				
②センターが内容を確認した製品企画書（写し）				

※各種様式等については当センターHPよりダウンロードしてください。

当センターHP ⇒ [https://joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin\\_2020.php](https://joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin_2020.php)

## (2) 受付方法

申請書類に押印のうえ、応募書類一式を経営支援課まで郵送または持参してください。  
なお、募集期間最終日の17時までに受付を完了したものを審査の対象とします。

## 5. 審査の実施

申請書類及び申請者のプレゼンテーションにより審査会において審査を行います。申請件数によっては、一部申請において申請書類のみでの審査になる場合があります。

## 6. 審査の視点

審査においては、下記の6つの視点から総合的に評価を行います。

- ①新規性・革新性：製品等が新規的、革新的か。競合他社に対して優位性はあるか、差別化されているか。
- ②市場性・成長性：ターゲットとする市場や顧客が明確か、製品等はニーズに沿ったものになっているか。
- ③実現可能性：事業の課題と解決方法は明確かつ適切で実現可能性は高いか。  
取組体制や事業スケジュール、財務計画は適切か。
- ④計画との整合性：経営革新計画、事業戦略、経営計画等各計画に位置付けられた適切で効果的な取り組みか。
- ⑤地域活性化への波及効果：地域経済等に好影響を与えるものか。
- ⑥事業経費の妥当性：事業経費が適切に見積もられているか。

また、当センターの承認を受けた事業戦略に基づき、事業戦略の実現化を図る取り組みであると認められた場合は、評価ポイントが加算されます。(但し、センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業が含まれる場合は除きます。)

## 7. 審査結果について

審査結果は申請者に文書で通知します。また、採択結果（採択事業者名、事業計画名、採択者数等）を当センターHPにて公表します。

## 8. その他（注意事項等）

- ・提出された書類等は返却しません。
- ・申請時点において、他の補助制度等の採択を受けている場合、同一の内容についての申請はできません。
- ・採択者は、採択後5年程度事業の進捗確認や調査等に協力していただきます。

## 9. お問い合わせ先

〒781-5101 高知市布師田 3992-2

公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課

[TEL] 088-845-6600 / [FAX] 088-846-2556

[E-mail] kigyousinkou@joho-kochi.or.jp

[HP] <http://www.joho-kochi.or.jp/>